

成年後見登記の手續において、法人の登記事項証明書の添付省略が可能になりました（令和4年1月31日から）

1 後見登記等に関する省令の改正について

申請される方の負担軽減を図ることを目的として、令和4年1月31日に後見登記等に関する省令が改正され、同日施行されました（令和4年1月31日法務省令第3号）。

これにより、登記された法人が後見、保佐、補助及び任意後見契約の登記（以下「後見登記等」という。）の申請又は後見登記等に係る登記事項証明書の交付の請求をする場合において、当該法人の商号・本店等又は会社法人等番号（商業登記法（昭和38年第125号）第7条）を提供することにより、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、当該法人の登記事項証明書（商業登記法第10条第1項）の添付を省略することが可能になりました。

2 改正の概要

登記された法人が後見登記等の申請又は登記事項証明書の交付の請求をする場合において、当該法人の商号・本店等又は会社法人等番号を提供し、これにより後見登記等の登記所の登記官が登記情報連携システム（※1）を利用して当該法人の登記情報を取得することができるときは（※2）、以下の書面の添付を省略することができます。

- (1) 代表者の資格を証する登記事項証明書
（後見登記等に関する省令第10条第1項第1号、第18条第1項第2号）
- (2) 代理人の権限を証する書面のうち、代表者の資格を証する登記事項証明書
（後見登記等に関する省令第10条第1項第2号、第18条第1項第3号）
- (3) 商号変更・本店移転等登記事由を証する登記事項証明書
（後見登記等に関する省令第10条第1項第3号）

※1 法務省において、「登記・法人設立等関係手續の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、登記情報（商業・法人及び不動産）について、令和2年10月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始しています。

※2 後見登記等の申請又は登記事項証明書の交付請求時に、当該法人について別途商業・法人登記が申請されていて、その登記が完了していない場合など、後見登記等の登記所の登記官が登記情報連携システムを利用して当該法人の登記情報を取得することができないときは、当該法人の登記事項証明書の添付を省略することはできません。あらかじめ商業・法人登記申請の有無を御確認願います。

＜登記事項証明書の添付省略ができる場合＞

手続	代表者の資格を証する 登記事項証明書	登記事由を証する 登記事項証明書
変更の登記の申請	○	○
終了の登記の申請	○	○
登記事項証明書の交付請求	○	—

※ 商業・法人登記の登記中である場合など、後見登記等の登記所の登記官が当該法人の登記情報を確認することができない場合には、添付省略はできません。あらかじめ商業・法人登記申請の有無を御確認願います。